

島原カントリー倶楽部 利用約款

第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、会員・非会員を問わず、お互いに快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーを希望される方は、フロントにおいて所定の用紙に必要事項を記入署名して下さい。これにより、当ゴルフ場は本約款にもとづき署名者の施設利用をお引受けすることになります。ただし、利用引き受け後でも本約款第4条を適用します。

第3条 (利用の予約申込み)

プレーの予約申込みは、営業のご案内等、当ゴルフ場の所定の規定に従っていただきます。

第4条 (施設管理)

- ゴルフ場内では、施設管理に関するゴルフ場の指示に従って下さい。
- 当ゴルフ場は次の場合には施設の利用又は継続をお断りすることがあります。
 - 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
 - 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合、またはなす恐れがあると認められるとき。
 - 天災、その他やむをえない事情によりクローズ、もしくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
 - その他、利用者が本約款に違反したり、他人に迷惑をかけたりにして当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があるとき。

第5条 (暴力団等排除)

- 会員入会
入会希望者（譲受人・名義変更・相続人を含む）が暴力団又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」）というに属していると認められるときには、入会審査を受け付けません。
 - 会員資格の停止・除名
会員が次の各号に該当したときには、会員の資格を停止または除名することができます。
 - 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められる時。
 - 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させた時。
 - 法人でその役員の内には暴力団等反社会的勢力に属する者がいる時。
- 利用の拒絶
次の場合には、利用をお断りします。プレーの途中で判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。
 - 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められる時。
 - 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させた時。
 - 法人でその役員の内には暴力団等反社会的勢力に属する者がいる時。

第6条 (休場日・開場閉場時間)

ゴルフ場の休場日と開場閉場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

第7条 (金銭その他貴重品)

- 金銭、その他高価品については当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカーまたはフロントにお預けいただく限り当ゴルフ場は一切の責任を負いません。ことに、着替用ロッカー、自動車の中などに貴重品を置かれぬようお願いします。
- 貴重品ロッカーのご使用については、貴重品ロッカー使用上の注意を熟読のうえ確実に施錠してご使用下さい。

第8条 (ロッカー)

- 当ゴルフ場のロッカーのご利用にあたりましては、下記をご承知下さい。
- ロッカーの使用中は必ず施錠していただきますので閉扉後施錠をご確認下さい。
 - ゴルフプレーのための携帯品（着衣・靴を含む）以外の物品のロッカー収容はお断りいたします。
 - ロッカー内の収容品については、当ゴルフ場は保管責任を負いませんので、利用者において各自ご注意ください。
 - 当ゴルフ場が緊急と認めるときは、ロッカーを開扉し点検する事がありますのであらかじめご留意下さい。

第9条 (携帯品・自動車等)

携帯品や所定の駐車場における自動車および積載物の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いませんので、利用者において各自ご注意ください。

第10条 (宅配便の取扱い)

宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまで当事者の便宜をはかるもので、その間の事故発生の場合、一切の責任を負いません。

第11条 (危険防止とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフ場は危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、全て自己の責任により安全を確認した上でプレーして下さい。

第12条 (ティインググラウンドにおける素振り)

素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。打者以外のプレーヤーはティインググラウンドに立ち入らないで下さい。

第13条 (飛距離と判断)

先行組に対し後続組のプレーヤーは、自己の飛距離を自分の責任で判断して、安全確認の上先行組に打ち込まないようプレーして下さい。

第14条 (打者の前に出ないこと)

同伴プレーヤーは、グリーン上以外では打者の前方には絶対に出ないで下さい。また、プレーヤーの打球にはよく注意して危険を避けて下さい。

第15条 (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一、隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充

分注意して危険のない事を確認してから打球して下さい。

第16条 (退避)

後続組に対し打球させる時、後続組が全員打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第17条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第18条 (雷が発生した場合)

雷が発生した場合には、当ゴルフ場もしくはゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に避難して下さい。

第19条 (乗用カートのご使用)

- 当ゴルフ場の乗用カートは電磁誘導で自動で走行いたします。乗用カートをご使用いただくときは、快適で安全なプレーをしていただくために、下記の規則を遵守して下さい。
 - 乗用カートの前後は危険です。その動きには充分にご注意下さい。
 - 乗用カートの発進、停止、走行にあたっては、安全に配慮し、人を負傷させたり、カートその他ゴルフ場の備品、施設を破損したりすることのないよう充分注意して下さい。
 - 乗用カート走行中は前方に注視し、また、運転席の人はハンドルを握って、助手席後部座席の人は安全のため走行中は常に取っ手におつかまり下さい。
- 例外的に手動により運転される時は、カート道路の標示、標識に従い、カート専用道路を慎重にゆっくりと走行して下さい。なお、コース内であっても酒気帯び運転は慎んで下さい。
- 利用者の過失による乗用カート事故の損害については、損害賠償を請求させていただきます。

第20条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内での火気使用は指定の場所以外は厳禁します。喫煙は灰皿設置場所のみでお願いします。

第21条 (プレー終了後のゴルフ用具等の確認)

- 利用者がプレーを終了した場合は、ゴルフ用具を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。
- 前項のご確認後は、ゴルフ用具の不足、その他の瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

第22条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設・器品・備品・車両等に損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

第23条 (施設内への持込品)

- 当ゴルフ場の施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。
- 動物・鳥類のペット類。
 - 著しく悪臭を放つもの。
 - 銃砲刀剣類。
 - 火薬・揮発油等、発火爆発の恐れがあるもの。
 - 騒音を発するもの。
 - その他前各号に準ずるもの、および倶楽部施設の適正な利用を妨げるもの。

第24条 (行為の禁止)

- 当ゴルフ場の施設内で下記の行為はお断りいたします。
- とばく、その他風紀をみだす行為。
 - 物品販売・宣伝広告等の行為。
 - 利用者以外のコース内立入り。（特に許可する場合は除く。なお、特に許可した場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。）
 - コース、建物内を問わず、高音・高唱等によるクラブ品位の維持をみだす行為。
 - プレーの進行を遅延させる行為。
 - 他の人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為。
 - 施設の器具・備品等を持ち出したり毀損する行為。
 - 携帯電話の使用は緊急以外の使用を禁止いたします。（緊急といえども、食堂での使用はお断りいたします。）
 - その他前各号に準ずる行為、および倶楽部施設の適正な利用を妨げる行為。

第25条 (浴室の利用における行為の禁止)

当ゴルフ場浴室内で下記の行為をお断りいたします。

- 入墨者の浴室への入場。
- その他他の入浴者に迷惑のかかる行為。

第26条 (違背の場合の責任)

利用者が、第三者の損害等の事故を発生させた場合、および自ら傷害等の被害を受けた場合は、すべて利用者の責任において解決していただくものとし、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

第27条 (服装)

- 服装は清潔で、他人に不快感を与えないようご留意下さい。
- ジーパン・トレーナー・ジャージ・作業服でのご来場とプレーならびに、ロッカー室以外での着用はご遠慮いただきます。
 - サンダル・スリッパでの入場はお断りいたします。また、プレーの際は必ずスパイクレスシューズをお履き下さい。

第28条 (忘れ物)

当ゴルフ場内での忘れ物は、発見の日から6ヶ月お預かりいたします。ただし、下着類他、保管に適さない物はこの限りではありません。

第29条 (信義則)

本約款に定めない事項については一般の習慣に従うほか、信義誠実の原則に基づいて解決するものとします。

2013年3月29日 改定

2013年4月01日 施行

